

平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会社名：東京瓦斯株式会社
 代表者名：代表取締役社長 広瀬道明
 (コード：9531 東証・名証第1部)
 問合せ先：総務部総務グループマネージャー 富山 隆裕
 (TEL：(03) - 5400 - 3894)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 217 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、今後も広く相応しい人材を招聘できる環境を整えるため、会社法第 427 条に基づき、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 26 条（取締役の責任免除）および第 35 条（監査役の責任免除）に当該規定を新設するものです。

なお、定款第 26 条第 2 項の新設につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変更後の定款案
(取締役の責任免除) 第 26 条 (条文省略) (新設)	(取締役の責任免除) 第 26 条 (現行どおり) <u>② 社外取締役との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項の定める額を限度とする契約を締結することができる。</u>
(監査役の責任免除) 第 35 条 (条文省略) (新設)	(監査役の責任免除) 第 35 条 (現行どおり) <u>② 社外監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項の定める額を限度とする契約を締結することができる。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 29 年 6 月 29 日 (木曜日)
 定款変更の効力発生日 (予定) 平成 29 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上